湘南邸園文化祭連絡協議会会則

第一章 総則

[名 称]

第1条 この会は「湘南邸園文化祭連絡協議会」(以下「協議会」とする)と称する。

[目的]

第2条 協議会は、相模湾沿岸地域一帯に残る邸宅・庭園や歴史的建造物(以下「邸園等」という)を、地域の歴史・文化を育む県民共有の財産として次代へ継承するために、各地のNPO等が協働連携して、「湘南邸園文化」というテーマのもとで、邸園等を利活用した様々な文化的催しを湘南地域一帯で同時期に行う「湘南邸園文化祭」を開催することにより、邸園等の存在と価値を発信し保全の機運を高め、邸園等の保全活用の推進に資することを目的とする。

[活動]

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、 次の活動を行う。

- (1) 湘南邸園文化祭の開催のための資金の確保
- (2) 湘南邸園文化祭における各企画の調整
- (3) 湘南邸園文化祭に関する広報
- (4) 湘南邸園文化祭の効果・課題の検証
- (5) その他目的達成に必要な活動

第二章 会員及び役員

[会員]

第4条 協議会の会員は、正会員及び準会員とする。

- (1) 正会員は協議会の趣旨に賛同して入会し、協議会の活動を推進する個人又は団体で、総会における議決権を有する。
- (2) 準会員は、協議会の趣旨に賛同し、活動に協力 する個人又は団体であり、総会における議決権は有 しない。

[入会]

第5条 協議会に入会を希望する者は、連絡会(第14条)での承認を得た上で入会することができる。

[退会]

第6条 退会を希望するものは、連絡会に申し出て 退会することができる。

2 協議会の活動を妨げる行動をしたものは、連絡会の決定により退会させることができる。

[会費]

第7条 正会員は、会費を納入しなければならない。 2 金額については別に定める。

[会費等の不返還]

第8条 正会員が退会する際、既に納入した会費は一 切返還しない。

[役員の選出]

第9条 総会において、正会員の中から次の役員を 選出する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計1名
- (4) 監 查 1 名
- (5) 顧 問1名
- 2 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

[役員の役割]

第 10 条 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を 代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 3 会計は、協議会の資産の管理を担う。
- 4 監査は、協議会の会計を監査する。
- 5 顧問は、連絡会に出席し、会長の諮問に応じる。

第3章 組織運営

[総会]

第 11 条 総会は、協議会の運営に関する次の事項を 議決する。

- (1)中期目標及び運営方針
- (2)前年度の事業報告および決算報告

- (3) 当該年度の事業計画および予算
- (4)役員の選任
- (5)会則等の改廃
- (6) その他運営に関する重要事項
- 2 総会は、正会員をもって構成し、会長が議長を務める。
- 3 会長は、必要に応じて議事に関係あるものの出席を認め、その意見を聴取することが出来る。

[総会の開催]

第12条 通常総会は、年度毎に1回開催する。

2 臨時総会は、正会員が必要と認め、招集の請求をした場合に会長が召集し開催する。

[総会の定足数と議決]

第13条 総会は、正会員総数の2分の1 を定足数 とする。

2 議事は会長が進行し、出席者の過半数の同意を得て成立し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

[連絡会]

第 14 条 連絡会は、正会員で構成され、湘南邸園文 化祭の実施に関する諸事項及び会員の入退会に関す る事項を協議する。

- 2 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 議事は会長が進行し、出席者の過半数の同意を 得て成立し、可否同数の場合は会長の決するところ による。
- 4 会長は、必要に応じて議事に関係あるものの出席を認め、その意見を聴取することが出来る。
- 5 連絡会は、議事の内容を正会員及び準会員に公 開する。

[事務局]

第15条 事務局は次の事務を担う。

- (1)総会・連絡会等の準備
- (2) その他、会の運営、事業の実施等に必要なこと
- 2 事務局は、邸園文化調査団 〒231-0007 横浜 市中区弁天通3丁目48番地 県住宅供給公社弁天通

三丁目第 2 共同ビル 2 階(社団法人かながわ住まい・まちづくり協会内)に置く。

(附則)

この会則は、平成18年9月7日から施行する。 (附則)

この会則は、平成20年1月9日から施行する。